

平成 30 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 30 年 10 月 2 日

谷口委員

それでは、私の方からは R P A、ロボティック・プロセス・オートメーションについて、伺っていききたいと思います。平成 30 年 6 月の当常任委員会でも質問させていただき、平成 30 年 9 月第 3 回定例会の本会議での代表質問で、R P A の実証事業を行うということで、先日、その協定締結も行われて、我々も少し参加させていただきましたが、幾つか細かいことを伺っていききたいと思います。

まず、実証事業の対象、通勤手当の認定業務と災害時の職員の配備計画作成業務の二つですが、これを選定した理由について、伺いたいと思います。

情報企画課長

実証の選定理由ですが、一般的に R P A は定型的なもの、大量のもの、反復継続するものが向いていると言われております。この 3 点をポイントとして、情報企画課で候補となる業務を認定し、業務所管課と調整の上、実証対象の選定を行っております。今回の二つの業務は、いずれも定型的な作業で量も多く、毎年、定期異動時に発生している反復継続業務ですので、R P A を導入した場合の効果が大きいと見込まれるため、実証事業の対象に選定したところです。

谷口委員

具体的にどのような手順であるか、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

情報企画課長

通勤手当の認定業務ですが、各職員が勤務先の異動だとか、転居の際に通勤届をシステムから入力することになっておりますが、その届出情報が支給要件に照らして正しいかどうか確認する業務になります。具体的な作業としては、自宅から最寄り駅、バス停までの距離をインターネット上の地図アプリで確認したり、交通機関を使用した場合の経路を経路検索アプリで確認しております。もう一つ、災害時の職員の配備計画作成業務については、勤務時間内や休日に災害が発生した場合の職員配備人員計画を策定するために、各所属で配備人員の名簿を作成する業務です。具体的な作業としては、職員が自宅から所定の参集先まで歩いてかかる時間などをインターネット上の地図アプリで確認しております。

谷口委員

双方とも一々アプリを開いて経路を入れて、どれくらいかかるとか、最短距離はどのコースだとかをソフトウェアに行っていただくということだと分かりましたが、毎年、大体それぞれ何件くらい発生するのでしょうか。

情報企画課長

件数ですが、通勤手当認定業務については、今年度の定期異動時の届出件数、知事部局のみの数字で申し上げますと、延べ 2,286 件行っております。もう一つの災害時の職員の配備計画作成業務については、具体的な件数については把握できておりませんが、ただ、全ての所属で作成しております。今年度の対象

所属については、約 280 所属となっております。

谷口委員

分かれば結構ですが、今の作業って、時間的にいうと人の手をかけて、時間かける人数で、1人で行ったらどれくらいの時間をかけて行っているのでしょうか。

情報企画課長

全体の時間というところは、まだ正確に算出していませんが、大体この業務を選定したときに、ヒアリングの中で業務所管課の方でお伺いした話ですと、通勤手当に関しては、やはり1件当たり30分からそれ以上かかっているという話を伺っています。災害時の方がそれほどの時間はかからないのですが、異動のたびに、異動のあった職員の自宅から新しい勤務先ということで人数を各所属でしておりますので、数時間という単位で全所属で同じようなことを行っていると伺っております。

谷口委員

そうすると、通勤手当ですと30分として2,286件ですから、半分の1,150時間、若しくはそれ以上の時間を成功すれば人手が割けるということです。当然、準備の時間等が必要かもしれないですが、大体そんな感じということです。今後、実証の工程、スケジュールはどのような感じで見えていらっしゃいますでしょうか。

情報企画課長

実証の主な工程としては、まず準備段階として、通勤手当の認定や災害時配備計画作成業務のそれぞれの手順を図示した事務フローというものを作成します。また、サーバーやネットワークなどのソフトウェアロボットが稼働できる環境というものを構築します。それから、事務フローに従ってソフトウェアロボットに作業を登録し、実際にソフトウェアロボットを稼働させていき、最後に結果を検証するといった流れになります。全体のスケジュールとしては、通勤手当の認定業務について、平成30年9月から実証に着手しており、見込みですが、平成30年10月下旬までかかる予定です。これが終わり次第、災害時の職員配備計画作成業務の実証を行っていく予定です。

谷口委員

県のセキュリティーは、すごくかたくて、皆様はある意味御苦労されているかと思うのですが、要するに、ネットにアクセスしなければならないということは、そこをうまく乗り越えていかなければならないわけで、今のところ着手して何とかうまくいっているのでしょうか。

情報企画課長

実証を始めているところですが、環境構築の部分のところ、実際に多くの時間を費やしているところが現状です。今、一応予定に沿って鋭意進めているところです。

谷口委員

大変でしょうけれども、しっかりと進めていただきたいと思います。それで、結果の検証というのはどうしていくのか、教えてください。

情報企画課長

この実証を行う二つの業務については、今年度分を既に人手により実施しておりますので、人が実施した結果と、RPAの実証結果を比較し、基本的には時間がどれくらい短縮されるのかを検証していきたいと考えております。今回は実証ですので、想定外のエラーなどによりRPAがスムーズに稼働しない可能性もありますので、人が実施した結果との単純比較は難しい場合もあろうかと考えております。また、今回の実証により、RPAのメリットである正確かどうか、24時間動くかどうか、こういったことも検証していきたいと考えております。

谷口委員

少し質問が戻るかもしれませんが、比べるときに、今、最初どれくらい時間がかかっているのですかとお伺いしたのですが、そこをはっきりしていないと、RPAで実証実験を行った結果と比べられないかと思うのですが、今年度、どれくらいかかったかというのは、今後、はっきりさせるのでしょうか。

情報企画課長

現時点では、精緻な形で積算というか、算出していないのですが、今後、検証を行う上では必要だと考えておりますので、算出していきたいと考えております。

谷口委員

そこはしっかり行っていかないと比べられないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今度、結果の公表というのはいつ頃になりそうなのでしょうか。

情報企画課長

予定では、平成30年12月下旬を目どに実証結果を取りまとめていきたいと考えております。

谷口委員

平成30年12月下旬ということで楽しみにしておりますので、是非、県としてもこのRPAを行うのは初めてですし、様々な御苦勞があるかと思うのですが、これはしっかり成功させられるように、業者の方々と力を合わせてがんばっていただきたいと思ひます。結果を踏まえて、結果がどうなるのかというのはあるのですが、本格導入に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺ひします。

情報企画課長

RPAについては、これまで人が行ってきた定型的なパソコン業務を代替できるものとして、働き方改革を進める上でも大きな効果が期待されております。実証の結果、十分な効果が見込まれる場合は、本格導入を図ってきたいと考えております。また、他の業務への拡大についても、今回の実証を一つの事例として庁内に示しながら、働き方改革の中で議論し、検討していきたいと考えております。

谷口委員

新しいことを始めるには、いろいろな面倒くさいこととか、様々な声があつてなかなか難しいと思うので、しっかりこの出てきた結果を、これだけ楽にな

るのですと、ほかのクリエイティブな仕事に使う時間ができるのですということをしかりとアピールしていただきたいと思います。それで、PRAはAI技術と混同されがちなのですが、これは反復事業、反復作業をオートメーション化することなので、AIとは違うと思うのですけれども、今後、他の自治体でもAIの導入を実証実験、実証事業で始めているところもあるのですが、是非、AIについても、今後、検討していただきたいと思うのですけれども、お考えをお伺いします。

情報企画課長

AI、人工知能ですが、AIを活用した取組というものは、一部の基礎自治体で実証を始めているところがあり、効果もあったという報告も頂いております。技術革新が非常に進みつつある中で、精度の高いAIも出てきているところです。やはり業務によっては正確なAIによる回答といったものが求められる業務も行政の仕事の中ではあると思いますので、それぞれの業務の中で何が課題かというものをしっかりと把握し、その業務に合った技術というものを導入していくことが必要だと考えておりますので、今後、業務所管課の課題やニーズといったものをしっかりと把握しながら、検討していきたいと考えております。

谷口委員

是非、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、コンクリートブロックについて、お伺いします。これも、私は平成30年6月の本会議での一般質問で質問させていただき、これまでも当常任委員会で質疑があったところですが、確認の意味で幾つか聞いていきたいと思います。今回の調査期間や調査方法などについて、事実関係を確認しておきたいと思います。

施設整備課長

まず、調査期間ですが、平成30年7月25日を皮切りに調査を開始しました。平成30年7月下旬、8月上旬を中心に、平成30年9月3日まで施設の点検をしたところです。調査については、各施設に職員2名ないし3名のチームを編成して、現地施設に出向いて行いました。そのうち必ず1名は、一級建築士の資格を持つ建築技術職員が実施しております。調査の内容については、コンクリートブロック塀の高さ、厚さ、控え壁の間隔、鉄筋の状況など、現行法令の基準への適合性、ひび割れ、傾き、ぐらつきなどの劣化状況について、専門的な見地から調査を行ったところです。

谷口委員

平成30年7月から一番暑いとき、今年はまだ7月の頭から酷暑というか、大変な暑さの中で取り組んでいただいたことに心からの感謝を申し上げたいと思います。前回の質問でも申し上げたように、中の鉄筋も見ておいた方がよいのではないのでしょうかということ、そういう機械を使って行ったらどうですかというお話をさせていただいたときに、それも行きますというお話だったので、今回、実際にそういうハンディ型のものを使われたのかどうか、確認したいと思います。

施設整備課長

先ほど答弁しましたが、大体1箇月くらい、曲がりなりにも集中的に限られた期間で調査するというので、40施設を超える施設に出向くということでした。そういったことから、複数のチームが同日に何チームか行くということもありました。そういったことで、鉄筋の調査についてもハンディ型というか、携帯型の手で持っていけるくらいの大きさのものを購入し、これで調査したということですが、少し細かい話になりますが、この調査はブロック塀に当てながら、アラームが鳴るとそこに鉄筋があるということで、確かめながらずるずると行くわけですので、かなり長い塀だと結構時間がかかるということと、先ほど申しましたように、複数のチームが同日行くということもありますので、幾つか買わなければならないだろうということ、当初、2台買って確かめた上で、なかなか性能がよいのではないか、いけるだろうということ、計8台を購入し、実際に行ったということ、くまなく行ったところは、必ずチームがそれぞれ持って、鉄筋の調査をしたということですが、

谷口委員

恐らく法的には高さ、控え壁の幅、見た目の劣化状況とかだけで、ある意味済むのかもしれないですが、鉄筋まで見ていただいたこと、本当にありがとうございました。そうやって調査していただいた中で、いわゆる建てた当初は法的にオーケーだったのだけれども、今の法律では適していない、いわゆる既存不適格のものもあったかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

施設整備課長

現行基準では、コンクリートブロック塀の高さは2.2メートル以下ということになっております。その現行基準になる前、つまりこの規定ができたのは昭和56年ですが、この高さ以上のもので2.6メートルというものがありました。この塀の高さはそういったことでしたが、控え壁の間隔など、そのほかについては現行基準に適合しておりました。この高さについて、昭和56年以前は3メートルという基準でしたので、2.6メートル、一応はまってそれより下だということですが、そういったことから、いわゆる既存不適格のコンクリートブロック塀があったということですが、

ただし、このような既存不適格のものもありましたが、調査の結果、前回の当常任委員会でもお答えしましたが、控え壁の設置がないようなものが結構ありましたので、そういった意味からは不適格でないものもそれなりにあったのではないかとということです。

谷口委員

そういう意味では、今の基準には適合していないが、当時はオーケーだったので、ある意味、法的にはオーケーというものが含まれているということですが、ただ、我々の感覚からすると、今、駄目なものはきちんと対応してほしいと、幾ら法的に大丈夫だと言われても、それは心配ですということになると思うのですが、だから、既存不適格のものも含めて、除却したり、何らかの対応をすべきだと思うのですが、それはいかがでしょうか。

施設整備課長

先ほど、少し語尾が適切ではなかったかもしれません。不適格なものがあっ

たということですので、要するに、今の基準に合っていない、当時からも合っていないものも多数あったということをお願いしたいと思います。

今の質問ですが、当然、現行基準、いろいろな地震のこを受けながら、今の基準が決まっております。そういった意味では、当時、既存不適格でよかった、法律上もよかったかもしれないが、今では、造ったとしては危ないということになりますので、こういったものを含めて、今回は対応していきたいと思っていますところでは。

谷口委員

そこは、しっかりと進めていただきたいと思っています。それで、コンクリート塀から少しそれて、この前の当常任委員会でも話題にありましたが、万年塀、いわゆるコンクリート塀ではないものについては、今回、対象にしたのか、若しくは、今後、どうするのか、お伺いします。

施設整備課長

今回は、大阪府での事故もあったということもありますので、まずはコンクリートブロック塀を中心に調べようということで、コンクリートブロック塀について先ほどの期間で調査したところです。その他の囲いというか、委員御指摘の万年塀というのもあります。これについては、ほかのいわゆるネットフェンスは、壊れたといってもあれですが、それほど被害はないかもしれませんが、万年塀はコンクリート製でできておりますので、高さも1.8メートルのものもあります。そういった意味では、これがもし劣化していて倒れるということになりますと、やはりそれなりの被害が出る可能性があると思いますので、これについても安全性を確認してまいりたいと思っていますところでは。この調査をこれから行ってまいりたいと思っており、これについても我々技術職員が行い、調査していきたいと考えている次第です。

谷口委員

あと万年塀って余り聞かないので、どのようなものなのかという説明と、今回、建築基準法に基準はないということだったと思うのですが、前回の答弁で、どうやって調査していくのか、その2点についてお聞かせください。

施設整備課長

万年塀と言われているものについては、製品化された鉄筋コンクリート製の支柱があり、それを土中に埋めます。この支柱の間に同じく製品されました厚さ大体3センチメートルくらいのもの、意外に結構薄いと感じると思いますが、それを上から落とし込んでいき、最後に笠木で蓋をするようなものでして、いわゆるコンクリートの色が白っぽいものです。これは、恐らく大体私も聞き及んでいる中では昭和30年から40年くらいに主に造られたということで、最近では余り造られていないものです。

これについては、建築基準法に基づく基準はありません。この製品化されたものは、JIS規格で決まっております。ということで、製品そのものには問題がないかもしれませんが、先ほど申しましたように、昭和30年にできたとしたら、もう50年、60年経っているということですので、かなり劣化が進んでいるだろうということもあります。そういったところから、鉄筋コンクリート製といいながら、ひび割れも生じるといいますし、薄い板ということですので、こ

れが何かの圧力がかかってはらみだしているということもあります。上から落とし込んで、だんだん何か隙間ができていくということもあります。それから、やはり傾いているということもありますので、調査票を同一な視点で調査できるように、そういった調査票を作った上で、今後、2人1組で調査してまいりたいところです。

谷口委員

コンクリート塀、ブロック塀についても本当に暑い中調査していただき、万年塀についても、今後、しっかりと行っていただくということなので、何か事故が起きる前にしっかりと対応していただくようお願いしたいと思います。

次に、ヘルスケア関係について三つばかり伺っていききたいと思います。まず、未病指標についてですけれども、これはどういったものなのか説明していただくと同時に、今回、メタボ指標の実証事業というのをやりますが、これはどういった事業なのか、併せて伺いたいと思います。

未病産業担当課長

まず、未病指標というのはどういったものかについてです。未病指標というものは、ICTやビックデータを活用し、エビデンスに基づいて、現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化するものです。県としては、未病指標についてはエビデンスの確立などの課題もあることから、生活習慣や認知機能など特別分野の指標から構築を進め、これらを活用して最終的に心身全体の未病状態を見える化する総合的な指標につなげていきたいと考えております。

次に、報告もさせていただきました3市町でのメタボリスク指標実証事業ですが、今回、メタボリスク指標実証事業、横須賀市、鎌倉市、大磯町の3市町の住民のうち、国民健康保険に加入する方から協力者を募って、3年後にメタボリックシンドロームになるリスクを示すとともに、その方々ごとに改善プログラムを実行してもらおうということです。具体的な内容としては、実証事業に参加していただく方のスマートフォンのアプリケーションとして自分の健康診断の結果を入力すると、その結果をアプリケーションで自分のメタボリスクの指標を確認し、その内容から個々の生活習慣のパターンを解析して、生活習慣の改善に向けた医師のアドバイスが示されていく、それをプログラムとして約5週間実証していただきます。その結果として、実際にどのような生活習慣に変化が生じるかという効果を検証していくといったものです。

谷口委員

その指標と改善プログラムは3市町以外のところに、今後、どうやって展開していくのでしょうか。

未病産業担当課長

本年度は、横須賀市、鎌倉市、大磯町の3市町ですが、今後、今回の3市町での実証事業を検証した効果については、県の広報媒体やメディア等を通じて広く県民に情報発信していく考えです。また、実証事業に参加した三つの市町に対しては、まず、この三つの市町に対してはメタボのリスクを抱える住民の状況を地域別や年齢別に示すとともに、リスクを低減することで想定される医療費削減の効果などをフィードバックし、3市町の未病改善の取組を後押ししてまいります。その上で、今回は実証事業に参加しなかったほかの市町村、あ

るいは健康経営に取り組んでいく企業などに対しても、今後、効果やメリットを丁寧に説明していき、未病指標や改善プログラムの活用を積極的に働き掛けていくと考えております。

谷口委員

今回は、とりあえずメタボ指標から行っていくということですが、分からないのは最終的に未病指標ってどういったものになるのかというイメージ、例えば、景気と言えば、景気動向インデックスなどあって、それは様々な経済指標を入れながら、全体として景気が上向いているのか、下向いているのか、横ばいなのかと判断するものがありますが、今回、取っかかりはこれでスタートして、どういったものをつくり上げようとするのか、県民の皆様にとってどう使い勝手がよくて、メリットを感じるものにつくり上げていくのか、そのスケジュール感も含めて伺います。

未病産業担当課長

まず、未病指標をどのように示していくかということです。最終的には、体全体の未病の状態を表せるように総合的な指標をつくるという形を目指していくところが最終のゴールですが、その過程ではやはり個別の指標というのが必要になってまいりますので、今回、報告させていただきました。今年度は、まずメタボリスクに関係する指標からつくっていくというステップを踏んでおります。今回は、メタボリスクに関する指標に取り組んでおりますが、そのほかの重要な分野として、いわゆるロコモティブシンドロームと言われる生活機能の部分、認知機能の部分、心理的な部分といったところの個別の分野について個別の指標をつくっていきながら、全体で総合的な指標というところを目指してつくっていきたいと考えております。

見せ方としては、今、正にどのように個々の人たちに未病指標、自分の未病指標の結果が見えるかというところは専門家の方々の意見を伺いながら検討しているところですが、例えば、今回で言えば実証事業では3年後にどういったメタボリスクの危険度が上がっていくのかというのを3段階で示すとか、御自身の顔が10年後、20年後にどのように変化していくか、生活習慣を変えた場合と変えない場合にどのように変わっていくかなど、御自身の関心に近いところで結果を示すという形で考えてもらう示し方、どういった形で行ったらよいのかというところを、今、検討しているところです。スケジュールについての御質問については、現在、専門的な意見を伺っているところの中で、どういった機能を評価するということがどれくらいの時間をかけてできるのかというところを含めて検討し、その中で整理しているところです。今年度中には、更に専門的な方々の意見を伺いながら未病指標構築に向けたスケジュールを専門的な検討結果も踏まえて、今後、お示しできればと考えております。

谷口委員

専門家の意見も入れながら、少なくともお尻の期限を決めないと、3年、4年行って、できませんでしたという可能性だってあるわけで、そういう指標って信頼性の置けるものになるのかという議論もそもそもしておかなければならない気がするのですが、いかがでしょうか。

未病産業担当課長

そもそも未病指標が必要かというところですが、未病指標についてはやはり個々の健康寿命を延ばしていくという上では、今、自分がどういった体の状態にあるのかということです。よく我々が図で使わせていただいているグラデーションの白い方が健康で、赤い方が病気というグラデーションの中で、今、自分がどういった状態にあるのか、どこに向かっているということが分かるための一つの重要なツールと考えております。そういった未病指標の位置付けをそのように捉えており、個々が自分はどういったことを科学的なエビデンスに基づいた結果として返ってくるといったツールをつくっていく必要があるだろうと思っております。

スケジュールについてですが、委員御指摘のとおり、明確にすべきではないかというところは、なかなか示せなくて大変申し訳ないとは思っているのですが、今、専門家の意見を聞きながら検討しているところであり、専門家の意見を伺っている中でも、未病指標未成熟であっても県民の皆様に見てもらうように未病指標を社会に投げていくというか、途中段階のものでもお見せして実践していくということも必要だろうという意見も頂いております。昨年、国際シンポジウムという形でME-BYOサミットを開きましたが、今年はいまいませんけれども、2年に1回ということで、来年にME-BYOサミットを行うことを考えております。そういったタイミングのところまでには、到達点として何らかの形でお見せできるよう、しっかりがんばっていきたいと思っております。

谷口委員

未成熟なものをお示ししてよいのかという議論はあるかと思うので、そこはしっかり考えていただきたいと思います。いずれにしても、ここで議論してもこれ以上先には進まないかと思っておりますので、しっかりと専門家を入れた検討会の状況などを教えていただきたいと思います。

次に、マイME-BYOカルテについて、お伺いします。かながわトクトクウォークというのを行ったということで、これはこの前スタートしたということですが、その状況とどのような工夫をしていたのか、伺いたいと思います。

次世代社会システム担当課長

かながわトクトクウォークは、マイME-BYOカルテを活用し、ウォーキングを通じて多くの県民に健康増進に取り組んでいただくため、平成30年7月24日から開始しました。このキャンペーンに参加していただくために、広報、周知について工夫ということで、ツイッターやフェイスブックのマイBE-BYOカルテの公式アカウントを活用したり、例えば、企業が発行している広報誌で、相模鉄道が発行しています駅からさんぽという広報誌に載せていただいたり、県民共済の会員向けダイレクトメールなどに掲載など、多くの企業に協力いただきながら広報活動を行っております。こうした結果、マイME-BYOカルテのホームページ、県庁ホームページのマイME-BYOカルテの閲覧数が大幅に増加し、登録者も平成30年7月24日から現在までで約1万人増え、現在、6万7,281名の登録という状況になっております。

谷口委員

1万人くらい増えたということで一定の効果は出たと思いますが、その中で県とLINEとで協定を締結したという記者発表もありましたけれども、今後、前もお話ししたかと思いますが、LINEを使つての広報活動もしっかり取り組んでいけるのではないかと思います。それについてお伺いします。

次世代社会システム担当課長

平成30年9月に締結したLINEとの協定で、未病を改善する取組に関することについて連携、協力することとしており、今のLINEユーザーは、現在、約7,000万人で、単純に県内の人口に当てはめると、918万人の県民のうち、約530万人はLINEを利用しているという計算になります。

また、LINEニュースなどは、2,500万人以上は閲覧しているとも言われており、こういったLINEをコミュニケーションツールとして多くの方に日常的に利用されているものと承知しております。今後、このLINEの強みを生かしながら、マイME-BYOカルテの広報、普及のツールとして活用を図っていきたいと考えております。

谷口委員

具体的に言うと、LINEニュースの中の広告に載っけるということでしょうか。

次世代社会システム担当課長

LINEニュースの広告のところを一つ考えております。

谷口委員

一方で、LINEだけではなく、インスタグラムなどを活用してみたらと思うのですが、いかがでしょうか。

次世代社会システム担当課長

インスタグラムについては、平成30年9月1日から新たな取組として、かながわトクトクウォークというのにハッシュタグを付けて、例えば、県内のお勧めの風景などをウォーキングをしながら写真を撮って、その投稿された方を対象としたキャンペーンなども実施しており、インスタグラムを活用した広報にも積極的に取り組んでいるところです。

谷口委員

私もマイME-BYOカルテをダウンロードして登録しましたが、最初はいろいろと自分の情報を入れたりしなければならぬので、面倒くさいのです。そこでやめた人が恐らく多いと思うので、例えば、LINEの話をしました。最近LINE、フェイスブック、e-mailなどのアカウントを使ってそのままパスワードだけで登録をし、その後に細かい個人情報を入れていくというパターンが多いので、今回、LINEと提携したのであれば、LINEのアカウントを使い、マイME-BYOカルテが簡単に登録できることも行うべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

次世代社会システム担当課長

委員御指摘のとおり、現在、ツイッター、フェイスブック、LINEなどSNSのアカウントを活用してアプリケーションに簡単に登録やログインできる仕組み、そういったのが既に一般的になりつつあります。今後、そうした仕組

みをどのようにしてマイMEーBYOカルテに活用できるか、LINEと具体的な調整を進めていきたいと考えております。

谷口委員

是非、そのマイMEーBYOカルテの登録者もやっと増えてきましたので、このまま行けるように、そうした工夫、できることは何でも行うということでお願いしたいと思います。ヘルスケア関係で、ニューフロンティア・フアードについて確認していきたいと思います。今回、(株)Rehab for JAPANというものに新たな投資を行ったということですが、その概要について教えてください。

ライフイノベーション担当課長

今回、新たに投資を行った(株)Rehab for JAPANですが、平成28年6月に設立されたベンチャー企業です。この企業は、デイサービス、通所介護における作業療法士のリハビリ療法士などのリハビリ専門職の不足に対応するために、訓練計画書ですとか、リハビリプログラムを作成するソフトウェアを開発して、インターネット等を経由して提供するリハプランというサービスを提供しております。このサービスを利用することで、介護事業者はリハビリ専門職が不足する介護現場において、利用者ごとに目標に合ったリハビリプログラムを簡単に制作することができ、それを提案し、そうしたプログラムに基づく訓練を行うことによって個別機能訓練加算という介護保険上の算定要件を満たすことにより、収益を向上させることができます。

また同社は、今後、デイサービスに通う要介護者の介護予防の効果検証の導入を進め、介護事業者の収益力の更なる向上、要介護者の家族の生活のQOLへの向上に貢献していくことを目指していくといった企業です。

谷口委員

今後も介護需要に応える上で、人手不足なども含めて、その解消に寄与していくということだと思うのですが、いずれにしても、どういった人が代表で行っているのか、それが一つの大きなこの会社の成功の鍵となるところです。その辺りについてお伺いしたいと思います。

ライフイノベーション担当課長

この企業の創業者である代表取締役の方ですが、リハビリ特化型のデイサービスや病院で、訪問看護等の現場で作業療法士として約10年間勤務した経験を持たれている方です。その経験の中で、リハビリ専門職でない職員が携わることが多いデイサービスの現場で、実際に専門性の高い計画訓練書を作成するのが非常に難しい、利用者の個別のニーズに合った訓練プログラムを実施することが難しいといった課題があるということを実感されたそうです。その介護事業者にとっては質の高いリハビリを提供していくことによって、個別加算の収入を確保していくことも経営上重要だということを感じていたということがあり、実際の経験から得た課題認識を背景に、今回、デイサービスの現場における課題を解決し、持続可能な超高齢化社会に立ち向かう、そのサービスの実現に貢献したいという思いから、この企業を立ち上げられたということです。

谷口委員

現場のニーズをくみ取って、今回、この事業をスタートさせたということで

すが、一方で、技術的にしっかりとした基盤を持っていないと駄目だと思うので、この技術面での責任者はどういう人なのか、お伺いします。

ライフイノベーション担当課長

この企業の技術担当の方は、過去に医療系のベンチャーでヘルスケア情報サービスですとか、遠隔調剤サービスのシステムの構築、運営の技術的な責任者として携わったというお話を聞いております。委員御指摘のとおり、こういった企業は非常に人が重要だというところがあります。実際にこのファンドの運営者であるGPは、そういうことを業としており、経営陣、技術者を含めて、投資先としてきちんとふさわしい方がいらっしゃるかというところも見て、投資委員会の決議を得て投資先を決定していくという状況です。

谷口委員

今後、通所介護事業所に通う要介護者の介護度など、効果検証を進めるということですが、具体的にどうやって行っていくのでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

短期的には、先ほどサービスを提供しているリハプランというサービスを提供しているのですが、それを利用して通所介護サービスの利用者ごとの訓練計画書を作成し、それについて実際にリハビリを行った後、効果等を記載した実施評価書を作成して、実際のその経過、計画目標に到達したかという達成度を測定していくというのが、短期的なところです。長期的には、実際にこのリハプランというソフトウェア自体を導入してリハビリを行った事業者、それから導入せずにリハビリを行っている事業者と比較して、介護予防の効果検証を行うことも視野に入れて考えているということです。

谷口委員

それを行うに当たって、何か県が協力するとか、例えば、県内の事業所にフィールドにしてもらおうということは考えているのでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

県内にネットワークもあるのですが、実際にファンドを運営しているGPも介護関係のネットワークを持っていますので、そういったところから、当然、神奈川県というフィールドがありますので、まずはそういうところから始めて、導入していくということを彼らも目指しているということです。先ほどの長期的な比較という話であれば、当然、それを入れていないところは、今後、入れていく対象としてデータを比較していく対象になっていくかと思います。

谷口委員

前回の当常任委員会でも御指摘させていただいたのですが、まずはファンドなどで、しっかりとリターンが戻ってくるとしななければならないということと、県が絡んでいるということで、当然、県民に見える形でメリットが最終的にあるということが大事だと思うのですが、どういった形で、特に最初のリターン面は当然のこととして、県民へのメリットをどう還元していくかというところについては、どのように考えているのでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

リターンのほかにということですが、先ほども委員から御指摘がありましたように、事業の積極的な展開を通じて、県民の皆様にいち早く新たな技術サー

ビス商品を実感していただくとともに、県内の事業者の取引、連携を通じて経済に貢献できるようにというのが一つであります。

また今回、このファンドに対しては社会的インパクト評価を行うということで協定を結ばせていただきました。例えばこの場合、投資先ベンチャーのリハプランを導入した通所介護事業者の方々のサービスの質の向上ですとか、それから、実際に利用者の方々の満足度の向上といったものの効果を県民の皆様に見える化していけるような形にしたいと考えております。

谷口委員

多分、介護ですから、ほかの局との様々な連携とかも必要になってくると思います。その辺りは、また次の機会にもお伺いしていきたいと思うのですが、いずれにしても本当に見える形で、メリットの見える形で戻ってくるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、障害者雇用について、お伺いします。まず、委員会報告資料の2ページですか、報告誤りの原因ということで、その中に、中には本人の身体状況等のみで判断し、算入していたものがあるなどあるのですが、御本人にはお伝えして算入していたのか、そうではないのか、その辺りもきちんと把握していますでしょうか。

人事課長

障害者雇用を誤って算入した12名のうち、5名については身体状況等だけで算入しておりました。本人には障害者手帳の確認をしておりますし、本人が雇用算入されているということは承知していないと考えております。

谷口委員

5名は、本人も知らなかったということでよろしいでしょうか。

人事課長

委員お話しのとおりです。

谷口委員

いわゆるガイドラインに沿っていなかったということとは別に、これは、人権上の問題でもあると思うのです。その辺りについては、多分、当局の皆様も今後の対応についてお考えかと思いますが、例えば、第三者による検証組織を、今後、立ち上げるということですがけれども、これについて、今後は議論されていくのでしょうか。

人事課長

第三者による検証組織については、障害者雇用制度の在り方という検討も行うということで考えております。そうした中で、実は昨日、先般障害者当事者のメンバーとなっている神奈川県障害者施策審議会に障害者の雇用誤りを報告したときに、御意見として、やはり人権問題が大きいのではないかという御意見も頂いておりますので、そうしたことも含めて、障害者雇用の在り方ということを検討していきたいと思っております。

谷口委員

その辺りは、しっかり行っていただきたいと思います。今、お話のあった第三者の検証組織ですが、神奈川県障害者施策審議会でも障害者団体の皆様のお話も伺ったということですがけれども、この検証組織、今後、この資料によると

再発防止策などについて専門的な見地から助言・指導を頂くとともに、障害者雇用率制度の在り方を検討していただくということ、その制度の在り方自身の検討も行っていくということですが、ここにも障害者の方々の意見というのは入るべきだと思うのです。というのは、制度そのものはいろいろな意見が出てくると思うのですが、先日もプロジェクトチームで団体の方に来ていただいたときに、いわゆるいろいろな制度の在り方については新聞等でも様々な方が意見されていますけれども、それは違うのではないのかという当事者の方の声もたくさんあったそうです。

そういった意味で、制度の在り方について、国への提言という形になってくると思うのですが、そういった中に障害者の方々の意見というのが反映されていかないと、何か違った方向に行ってしまう可能性もあると懸念しますので、それについては、是非、声を吸い上げていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

人事課長

現在のメンバーについては、学識経験者、弁護士といった方のほかに、障害者雇用という面では障害者が働きやすい職場をつくることも重要ということで、障害者を支援する団体からメンバーとなっていただくことも検討しております。障害当事者の方については、先ほど申し上げたように神奈川県障害者施策審議会に報告し、そのときに御意見を頂いておりますので、こういうのも使いながら、引き続き、障害当事者の方の意見もお聞きできればと考えております。

谷口委員

一度は聞いているのですが、最終的に何か報告書をまとめるときには、やはり直接その案について御意見を頂いたり、メンバーの中にもし入れるのが厳しいというのであれば、そういったことも考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

人事課長

先般の神奈川県障害者施策審議会に尋ねた中では、やはり委員の皆様からも何か対策を取りまとめたり、在り方をまとめたときには、神奈川県障害者施策審議会の方にも報告してほしいという話も聞いておりますので、そうしたことも併せて行っていきたいと思っております。

谷口委員

では、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、別の観点からですが、今回、常勤職員の障害者の方々の採用選考、先ほども質問がありましたけれども、申込み期間が終了しているということで、応募状況を伺っていきたいと思います。

人事委員会事務局総務課長

今年度の障害のある人を対象とした採用選考は、平成30年9月7日に申込み受付を終了しておりますが、採用予定者数が行政区分15名、公立小中学校等事務7名、警察事務5名の合計27名に対し、398名の申込みがありました。

谷口委員

すごく増えたんだと思うのですが、その内訳や増えた理由について、お伺いできますでしょうか。

人事委員会事務局総務課長

申込人の種別ですが、今年度の試験からこれまで身体に障害がある方のみを対象としておりましたが、今年から精神障害者、知的障害者も対象としたということで、人数は増えていると感じております。実際の申込み人数の中では、申込者の合計 398 名ということをお知らせしましたが、そのうち精神障害者が 265 名で全体の 67 パーセントです。それから、身体障害者が 107 名で約 27 パーセント、知的障害者が 40 名で約 10 パーセントとなっております。今、申し上げたそれぞれの種別の人数合計と、先ほど申し上げました合計 398 名というのは、一致しておりません。というのが、例えば、身体と精神とか、複数の障害がある方がいますので、合計はぴったりと合っているという状況ではありません。

谷口委員

いずれにしても、渡辺ひとし議員から平成 30 年 2 月の本会議での代表質問で精神障害や知的障害の方も受験できるように見直すことということで質問させていただき、こういった結果が出てきたので、本当にありがとうございます。そこで、今後、その採用選考はこれからということだと思いますが、実施に当たって何か配慮していることがあれば、お伺いします。

人事委員会事務局総務課長

採用選考の実施に当たりましては、例えば、身体ですと聴覚に障害がある人には試験員の発言を印刷した用紙を配付するとか、人物考査を実施するときには手話通訳者を配置するといったこと、視覚障害のある人には試験問題の音声読み上げパソコン使用の承認、拡大印刷した試験問題を用意するといった受験者の希望や障害の状況に応じた配慮を行っております。

また、第 2 次選考で個別面接がありますが、その際には受験者の希望により就労支援機関の職員等の同席も可能としております。面接は、基本的に受験者本人と行いますが、障害の症状や採用後の配慮について本人がうまく伝えられないときには、受験者の障害特性をよく知る就労支援機関職員等の同席者が症状等について訂正、あるいは補足ができるという形にしております。この障害のある人を対象とした採用選考では、知事部局等の行政、教育委員会の小中学校等の事務、警察事務の三つの区分で募集を行っており、受験者は採用されたい、自分が採用されたい区分について 3 区分まで希望を第 1 希望から出すことができるようになっております。昨年度までは、受験者は希望する区分ごとに個別面接を実施しておりましたので、複数の区分を併願する受験者の多くは 1 日に 3 回の面接を受けていたという状況にあります。今年度の選考では、全区分合同で面接を行うこととしたため、併願受験者も 1 回の面接を受ければ足りるということになり、受験者の負担が大幅に軽減されるということになります。

谷口委員

今後のことですが、具体的な採用後の配置、基本的な考え方や配慮についてお伺いしたいと思います。

人事課長

障害者がある能力を十分に発揮していくためには、採用に当たって障害特性や必要な配慮等を十分に理解し、働きやすい職場環境を整えていくことが大変

重要と考えております。そうしたことから、まず、入庁前に人事課職員が合格者と個別に面談を行うこととしております。また、実際の配置に当たっては、来年度に向けた県全体の職員配置を検討する中で、合格者の方一人一人の障害特性を踏まえながら調整していきますが、同時に一緒に働く職員の理解促進のための研修などについても充実してまいりたいと考えております。

谷口委員

もう1点ですが、これも平成30年2月の本会議での代表質問の答弁でありましたけれども、チャレンジオフィス、非常勤職員として雇用し、民間企業への就労につなげていくというチャレンジオフィスの取組について、具体的にどのような業務を行うことを想定しているのか、確認させてください。

人事課長

知的障害者や精神障害者を非常勤職員として雇用し、民間企業等への就労へとつなげていくチャレンジオフィスですが、これまで東京都や千葉県などの自治体や民間企業に視察に行くなど、先行団体の取組を参考に検討を進めているところです。そうした団体の例によりますと、チャレンジオフィスでは、紙の資料のPDF化やデータの入力作業、それから大量に発送する必要のある文書の封入作業、廃棄文書のシュレッダー作業、各所属で開催するイベントの受付や資料配布などの業務を行っているケースが多いことが分かりました。

また、そうした業務はチャレンジオフィス内で行うだけではなく、必要に応じて各所属へ出向いてその仕事をするというところもありました。こうした事例も参考に、現在、想定されている業務内容、業務量について全庁照会を行っているところです。その結果も踏まえ、今後、本県のチャレンジオフィスで担う具体的な業務等について整備してまいります。

谷口委員

今、具体的な業務についてお伺いしましたが、本会議での代表質問の中でも、このサポート体制、受入れに当たってのサポート体制の在り方も検討していくという御答弁もあったのですけれども、その後、どのようになっていますでしょうか。

人事課長

障害者が安心して仕事に取り組み、民間企業への就労に向けてステップアップしていくためには、一人一人の障害特性等を理解し、必要な指導、助言を行える体制を整えていくことが重要です。そこで、チャレンジオフィス内にそうした役割を担う専任の職員を配置することを検討しております。また、例えば、オフィスの安全性管理や障害者の健康管理等を適切に行うため、産業医、精神科の医者もいますので、産業医から適宜御助言いただくとともに、職員の障害者理解の促進や民間企業等への円滑な就労等を図るため、福祉子どもみらい局や産業労働局の関係局とも連携しながら取り組んでまいります。

谷口委員

例えば、そのセクションのリーダーの方なりが、障害者の方々の様々なサポートをその場でしたりということも必要だと思うのですけれども、そういった専門的な知識とかを持っている方というのは、どうなのでしょう。

人事課長

チャレンジオフィス内に必要な指導、助言を行える人員を置くと、先ほど御答弁申し上げました。そうした人員については、できれば精神障害や知的障害の障害特性について知識のある方がよろしいかと思っております。まだ、確実にこういった人たちをとという決め手はありませんが、例えば、特別養護学校の先生だとか、障害者就労支援の団体職員の人たちだとか、そういう方を再任用職員という形で雇用することも考えております。

谷口委員

やはりその場でよく分かっている方がしっかりとサポートしていただくということが大事だと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。この障害者雇用の質問の最後になりますが、今後、しっかりと就労支援機関と連携していくことが大事だと思うのですけれども、今後の取組について、お聞かせください。

人事課長

チャレンジオフィスは、その取組を通じて就労支援へとつなげていくものです。したがって、障害者就業・生活支援センターや地域就労援助センターなど、障害者に対する日々の生活面での支援や民間企業等への就職活動の支援等を行っている地域の就労支援機関と綿密に連絡を図っていくことは、大変重要です。そこで、今年度に入り、会議の場などを通じて人事課職員が県内各地域の就労支援機関の方々にお会いし、本県のチャレンジオフィスの検討状況等を説明するとともに現場の実態を踏まえた御意見を頂いているところでして、引き続き、支援機関との連携を図りながら、チャレンジオフィスの設置に向けて検討を進めてまいります。

谷口委員

冒頭に少し報告誤りのことについてお伺いしましたが、いずれにしてもしっかりと再発防止をしていただくと同時に、このチャレンジオフィス、障害者雇用についてもしっかりと取り組んでいただくよう要望しておきたいと思えます。

最後に、(株)湘南国際村協会のことについて、お伺いします。報告の中でも、今後の売上げ等の目標などが出ておりますが、その一方で少し気になったのは、(株)湘南国際村協会としての数字ですけれども、一方で、湘南国際村センターの一部を県が区分所有していて、その管理費、修繕費用も県が負担しているということで、どうもこの歴史が長いのでその経緯も含めて確認しながら、お伺いしていきたいと思えます。まず、この湘南国際村センターの県による区分所有について、その設立当初は(株)湘南国際村協会がセンター全体を単独で所有していたが、今は、県が区分所有しているのはどういった経緯があったのか、確認させてください。

地域政策課長

湘南国際村センターは、湘南国際村改訂基本計画に基づき、国際交流等を行う湘南国際村の中核施設として、(株)湘南国際村協会が民活法に基づく補助金を受けて建設し、平成6年にオープンしました。オープン当初は、(株)湘南国際村協会が湘南国際村センターの建物を全部所有しておりましたが、研究棟エリアなどについては旧(公財)かながわ学術研究交流財団、K-f a c e と申し

ますけれども、こちらが(株)湘南国際村協会から賃借しておりました。その後、平成15年にK-f a c eが(株)湘南国際村協会から賃借していた研究棟エリアなどについて(株)湘南国際村協会がK-f a c eに所有権を売却し、K-f a c eと(株)湘南国際村協会が湘南国際村センターを区分所有することになりました。

また、平成19年にはK-f a c eの解散、現在の(公財)かながわ国際交流財団、K I Fと申しますが、こちらへの統合に当たって県は、K-f a c eから湘南国際村センター建物の区分所有権を引き受けております。この所有権の移転に伴い、湘南国際村センターの管理運営を行うための組織として、現在、県と(株)湘南国際村協会が管理組合を設立しているという経緯があります。

谷口委員

そうすると、現在の県の区分所有というのは、平成15年に旧K-f a c eが(株)湘南国際村協会からその一部を買い取ったというか、区分所有したということですが、ちなみに、そのときになぜ、賃料を払って間借りしていたのを購入することになったのか、それは幾らくらいかかったのか、支払ったのか、確認させてください。

地域政策課長

その経緯ですが、当時、県から家賃の補助というものをずっとしていたところですが、これについてはいろいろと議論があり、その見直しの結果、所有権を売却するという形になったと承知しております。当時、(株)湘南国際村協会に支払っていた家賃というのが記録によりますと4億4,000万円、そのうち県が3億7,000万円を補助していたと承知しております。

谷口委員

年間家賃が4億4,000万円ということは、大体月に3,000万円弱くらいです。かなり高い家賃だと思うのですが、その家賃が高かったということで買い取ったということだと思うのですが、それが幾らかおっしゃってくれましたでしょうか。

地域政策課長

売却価格ですが、旧K-f a c eが湘南国際村センターを19億2,996万円で購入しております。

谷口委員

旧K-f a c eが19億2,996万円使って区分所有し、そのわずか4年後に、なぜ県に無償で譲ることになったのか、お伺いします。

地域政策課長

平成19年におけるK-f a c eの解散とK I Fへの統合に当たりましては、K I FがK-f a c eと同様に湘南国際村センターの建物の所有権を引き継いで、その維持管理を継続し、持ち分割合に応じた費用負担をすることに関しては、K I Fはその後、統合後に引き続き公益財団としての活動をしていくということもあり、その必要な収益を確保できる見込みがなかったということから、困難であるという結論に至ったというところです。このため、県は湘南国際村改訂基本計画の推進のためには、湘南国際村の中核施設であります湘南国際村センターの機能を引き続き維持していくことが必要不可欠であったことから、

K－f a c e の解散に伴う残余財産として所有権を無償で寄附受入れしたという経緯です。

谷口委員

ちなみに、県が引き取らずに(株)湘南国際村協会にもう一度無償で戻すという議論はなかったのでしょうか。

地域政策課長

申し訳ありませんが、そこまでの議論は承知しておりません。

谷口委員

それで、解散した旧K－f a c e の財産を承継したK I F が研究棟を今も事務所として使用しているということですが、これは使用料をどれくらい頂いているのでしょうか。

地域政策課長

現在、使用料は免除している形になっております。

谷口委員

ちなみに、賃料は本来なら幾らくらいのものなのでしょうか。

地域政策課長

平成 30 年度については、年額 692 万 9,544 円です。

谷口委員

今、県の方ではこの区分所有による、当然、マンションであれば区分所有していれば管理料を払わなければならないので、その維持管理の費用を(株)湘南国際村協会と設立した管理組合を通じて負担しているということですが、そもそもこの管理組合は県が区分所有したときにつくっていると思うのですが、いかがでしょうか。

地域政策課長

旧K－f a c e が持っていたときも(株)湘南国際村協会と管理組合はつくっていましたが、県が引き継いだ後、引き続き、管理組合を県と(株)湘南国際村協会で作っているという状況になっております。

谷口委員

私が見た資料では、平成 19 年度に管理組合を設立していたかと思うのですが、間違っているかもしれないですけども、いかがでしょうか。

地域政策課長

御指摘のとおり、平成 19 年度に県と(株)湘南国際村協会で作った管理組合を設立しております。

谷口委員

何でそれまでは管理組合つくっていなかったのに、管理組合をつくることになったのか、分かりますでしょうか。

地域政策課長

平成 15 年度に旧K－f a c e が区分所有することになりましたので、そのときに旧K－f a c e と(株)湘南国際村協会が区分所有の割合に応じて管理組合をつくっております。その後、平成 19 年度に旧K－f a c e から県は所有権を引き継ぎましたので、ここで改めて県と(株)湘南国際村協会で作った管理組合を設立したという形になっております。

谷口委員

今、毎年、実際に管理組合にその維持管理の費用を大体幾ら払っているのかと、先ほどの質疑の中で、たしか5年間くらい大規模な修繕があるということで、そのとき1億円、2億円くらいと膨らむのですが、それは大体、毎年、幾らくらいなのか、また、修繕があるときって幾らくらい県が負担しているのか、お伺いします。

地域政策課長

毎年、維持運営に関しては、約7,000万円くらいの維持管理費があります。これに大規模修繕が加わりますと、例えば、今回、平成27年度から30年度、今年もまだ続いています。5年間で大規模修繕を行っていますけれども、これに伴う県の支出としては、平成30年度も含めると4億2,700万円の負担金という形で支出しております。

谷口委員

私たちも会計は素人なので細かいことは分かりませんが、今、いろいろ経緯を伺ってきましたけれども、とにかく複雑です。その上で、結論的に何か(株)湘南国際村協会の経営計画で今度黒字化していくという話はあるのですが、一方で、県が区分所有分の維持管理費用とか、5年に1回の大規模修繕の時には億を超える負担をしているわけで、何かその辺りが一体として見える形で示していただかないと、(株)湘南国際村協会自体は黒字化に進んでいくが、実はその裏で県がかなりサポートしていますと、これも一緒に報告していただかないと的確な判断ができないと思うのですが、いかがでしょうか。

地域政策課長

委員御指摘のとおり、全体像が見えにくいというところがあります。現在、県の地域政策課のホームページに湘南国際村関係を載せたコンテンツがあります。その中で、非常に分かりづらいのですが、この管理組合の運用費用についても載せており、その中で、この湘南国際村センターは、県と(株)湘南国際村協会が区分所有して湘南国際村の中核施設として一体的に管理運営しており、また、その管理運営に当たっては、湘南国際村センターの管理組合を組織して県と(株)湘南国際村協会が区分所有に応じた費用負担をしていますというくだりがあり、平成29年度の決算状況なども載せてはおりますが、非常に探してみないと分からないというところもありますので、そういったことを含めてどういった形で表していくかというのは、検討させていただければと思います。

谷口委員

平成28年度の包括監査の様々な指摘を受け、いろいろなところに説明はしてあるのですが、やはり一体として示していただかないとその実態のところがよく分からないので、次の報告からは、是非、これを検討していただくよう申し添えて、質問を終わります。